

平成 30 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>雇用者（雇用保険一般被保険者）増加数 5 人以上（中小企業は 2 人以上）、かつ、雇用増加割合 10% 以上等の要件を満たす企業は、雇用機会が不足している地域（地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）に規定する同意雇用開発促進地域）内にある事業所における質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）の雇用者の数が増加した場合には、増加人数（※ 1）1 人当たり 40 万円の税額控除が受けられる（※ 2）。</p> <p>※ 1）新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数を上限とする。</p> <p>※ 2）税額控除は当期の法人税額の 10%（中小企業は 20%）が限度。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、特定の地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特別控除の措置について、その適用期限を 2 年間延長する。</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の 5、第 42 条の 12、第 68 条の 15 の 2</p> <p>租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 5 条の 6、第 27 条の 12、第 39 条の 45 の 2</p> <p>租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 5 の 9、第 20 条の 7、第 22 条の 29</p> <p>地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 4 号及び第 4 号の 3、第 292 条第 1 項第 4 号及び第 4 号の 3、附則第 8 条第 9 項及び第 10 項</p>		
減収見込額	[初年度]	－（ ▲85 ）	[平年度]
	[改正増減収額]	－	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>我が国は、現在、人口減少社会に入っており、経済成長の実現には、働き手の数の確保と労働生産性の向上が重要であるところ、我が国の政策課題である成長戦略による経済成長と地方創生の実現のため、今後の日本経済の成長を担う産業や成長分野における企業を支援し、積極的な雇用創出及びこれら企業における安定的かつ継続的な雇用契約を促進することを目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>雇用促進税制は平成 23 年度に創設され、平成 28 年度の税制改正においては、地域経済の活性化及び雇用機会が不足している地域における質の高い雇用を創出する観点で制度見直しを行い、着実に、安定的かつ継続的な雇用創出の促進に寄与してきたところである。こうした中で、我が国経済はデフレ経済から脱しつつあり、雇用情勢も着実に改善が進んでいるが、雇用創出は依然として大きな政策課題となっている。</p> <p>「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）においては、しごとの創生として「雇用の質」の確保・向上、「雇用の量」の確保・拡大が掲げられるとともに、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）においても、格差の固定化が進まぬように、また働き手の確保の観点から、就職氷河期に就職時期を迎え、現在も離転職を繰り返すフリーター等の正社員化に向けて、集中的な支援を行うこととしている。</p> <p>このような現状分析及び政府全体の取組を踏まえれば、地方を含めた我が国経済の成長のためには、将来に向けた安定的で良質な雇用の確保・拡大が重要であり、雇用促進税制により、引き続き、地域経済の活性化及び雇用機会が不足している地域における質の高い雇用の創出を促し、雇用主にインセンティブを与えることで、官民一体となって地方創生及び日本全体の経済成長を実現していく必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 「意欲あるすべての人が働くことができるように、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標 2 「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 施策目標 2-1 「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」
	政策の達成目標	雇用促進税制を活用して雇用確保を図ろうとする企業に対する支援を継続し、雇用機会が不足している地域において質の高い雇用を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
	同上の期間中の達成目標	同意雇用開発促進地域における無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者の増加数（※）：年間約 3,500 人 （※雇用促進計画の達成状況報告における報告人数）
政策目標の達成状況	雇用促進税制の雇用促進計画の達成状況報告における一般被保険者の増加数は制度創設時から平成 28 年度まで累計約 44 万人（平成 28 年度は推計値）、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における税制適用対象者の制度創設時から平成 28 年度までの累積概算は約 10.8 万人（平成 28 年度は推計値）。 （※平成 28 年度から、適用の基礎となる増加雇用者数については同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数となった）	
有効性	要望の措置の適用見込み	適用事業者数：年間 340 件 （「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」等による推計）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税制優遇措置を継続することにより、雇用機会が不足している地域においても、事業主の雇用拡大に対するインセンティブを高め、今後の成長が期待される産業で、より積極的で安定的かつ継続的な雇用創出が増加することが期待されることから、質の高い雇用を確保するという政策目標及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に掲げる取組及び目標に寄与することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税（法人税、所得税）についても同様に要望している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	日本経済を牽引し、雇用の創出に大きな期待が見込まれる産業や成長分野の企業に対して、雇用負担を軽減することが、新規雇用を促進するに当たり効果的である。質の高い雇用を増やす企業に対し幅広く支援を行うため、税制による優遇措置は妥当である。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>租税特別措置の適用件数・減収総額 平成 24 年度 (件数) 4,334 件 (減収総額) 6,540 百万円 平成 25 年度 (件数) 4,630 件 (減収総額) 7,519 百万円 平成 26 年度 (件数) 5,007 件 (減収総額) 8,964 百万円 平成 27 年度 (件数) 4,455 件 (減収総額) 8,630 百万円 平成 28 年度 (件数) 434 件 (減収総額) 840 百万円 (平成 28 年度分は件数・減収総額いずれも推計値)</p> <p>雇用促進計画受付・達成状況報告</p> <p>○計画数 平成 24 年度 (受付) 29,567 件 (達成) 7,058 件 平成 25 年度 (受付) 39,707 件 (達成) 9,681 件 平成 26 年度 (受付) 43,537 件 (達成) 9,180 件 平成 27 年度 (受付) 42,917 件 (達成) 7,913 件 平成 28 年度 (受付) 4,187 件 (達成) 770 件 (平成 28 年度の達成件数のみ推計値)</p> <p>○雇用者増加数 平成 24 年度 (受付) 200,787 人 (達成) 79,279 人 平成 25 年度 (受付) 257,543 人 (達成) 97,193 人 平成 26 年度 (受付) 281,285 人 (達成) 90,530 人 平成 27 年度 (受付) 274,864 人 (達成) 81,748 人 平成 28 年度 (受付) 37,478 人 (達成) 7,931 人 (平成 28 年度の達成人数のみ推計値)</p> <p>(財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、厚生労働省「平成 25 年度雇用促進計画の達成状況報告件数」、「平成 26 年度雇用促進計画の達成状況報告件数」、「平成 27 年度雇用促進計画の達成状況報告件数」及び「平成 28 年度雇用促進計画の受付件数」より)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>「平成 27 年度 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」によると、単体法人について、特別控除の適用実績額は 862,749 千円（道府県民税 220,410 千円、市町村民税 642,339 千円）。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>雇用機会が不足している地域において租税特別措置が活用されることにより、雇用の拡大及び質を高めることへの事業主のインセンティブが高まり、平成 28 年度には約 4,000 人（推計値）の質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）が新たに創出され、政策目標の達成に効果をもたらしているものといえる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 28 年度税制改正要望において、以下のとおり目標設定を行った。 延長等の措置により、年間約 11 万人の一般被保険者の雇用増加が見込まれる。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>○ 本制度は、ハローワーク等に①事業年度開始後 2 か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後 2 か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるか否かが分かる仕組みとなっている。 このため、平成 28 年度中に事業年度が開始する雇用促進計画については、平成 29 年 4 月から雇用促進計画の達成状況の受付が開始となるため、平成 28 年度の実績は未確定。</p> <p>○ また、平成 28 年度税制改正により、適用の基礎となる増加雇用者数については同意雇用開発促進地域内にある事業所における雇用者の増加数となったが、要望時においては、こうした地域の限定をしていなかったため、前回要望時の達成目標は、今回試算した平成 28 年度推計値（7,931 人）に比べ高い数値となっている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成 23 年度税制改正 「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）を踏まえ、創設を要望。雇用促進税制 PT での議論を経て、法案が提出され、平成 23 年 6 月に与野党合意がなされて成立。（適用期間は 3 年）</p> <p>○平成 25 年度税制改正 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）を踏まえ、税額控除額を増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に引上げる等の拡充を要望し、拡充が認められる。</p> <p>○平成 26 年度税制改正 適用期限 3 年間の延長要望を行い、平成 28 年度までの適用期間 2 年間の延長が認められる。</p>

○平成 28 年度税制改正
雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で適用期限 2 年間の延長要望を行い、適用の基礎となる増加雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数とした上で平成 29 年度までの適用期間 2 年間の延長が認められる。